



アポスティューとは

はじめに

アポスティューとは、ハーグ条約の加盟国に対し、提出する書面が、正当かつ真正であることを証明するために発行される証明書になります。それぞれの加盟国の政府機関が、当証明書を発行します。例えば、アメリカの場合、国務省（U.S. Department of State）がアポスティューを発行し、日本の場合、外務省が同証明書を発行します。

アポスティューが発行された書面に対しては、総領事館等において、重ねて証明手続きをしてもらうことが不要になるため、外国の書類に対し、証明手続きをする作業が緩和されます。

日本でのアポスティューが、アメリカの文書等にどの様に適用されるのか

Transfer on Death Deed等を含む相続書類は、当書類の対象となる不動産の所有者のサインと、公証人からのサイン証明が必要となります。クライアントが日本にお住まいの方で、アメリカに行くことが難しい場合、日本にて、アメリカでも認めてもらうことができる形で、サイン証明をしてもらうことが可能です。日本の公証役場の公証人は、アメリカの書面に公証手続きをし、その公証手続きと書面自体を真正なものだと、アメリカの国に証明するためのアポスティューのページを添付することができます。

まとめ

アポスティューは、相続文書等を含む、アメリカの国外で、真正であることを証明してもらうための法律に関わる書類等に必要になる場合が多いため、それについて知識を深めることは良いことです。

お客様の声

アメリカの弁護士の先生というのと、相談しにくいイメージがあるようですが、本郷先生は優しくて話がしやすいので、みなさん安心されるのだと思います。本郷先生はフォローアップもまめにきちんとされているのも嬉しい点です。

辻・本郷税理士法人様からのご紹介という事もあり、信頼してお任せすることができました。相続のことでご相談しましたが私どもの希望などを確認し迅速に手続をして頂きましたので感謝しております。

ホノルル Sachiko Trillo

東京都 K.A.

本郷先生は専門的な事も丁寧に説明して下さいとても感じの良い対応に感謝しております。依頼を引き受けて頂きましたことは心強かったです。

個人のトラストの相談のみならず、会社の法的な相談も丁寧に対応していただきました。コストも良心的でフォローアップも確です。

ロサンゼルス、会社経営、S. Suzuki

大阪 瀬戸充子

親切に対応して頂いて感謝しています。事務所がワイキキで自宅から近く良かったです。

家族がハワイに所有している二つのコンドミニアムを、私が相続することになりました。私の依頼を一年という短期間で済ませていただき、大変感謝しております。

ワイキキ 杉山

那須 坂本修一

ハワイ不動産の相続時に問題になるプロベートの対策について、わかりにくい点も細かく丁寧に説明をいただき当社のお客様にも非常に満足いただきました。パスポート認証についてもお客様にお手間なくお手続きできる点も助かります。本郷先生は何でも相談できる心強い存在です。

ハワイの不動産登記や相続に関する法律は日本と異なり、ましてや英語では敷居が高くて困っていましたが、本郷先生は、日本語で込み入った相談をすることができ、納得のいくご説明をいただけました。今後もよろしく願いいたします。

ホノルル K. Iwasaki

リストサザビーズインターナショナル
リアルティ 東京オフィス 大橋

本郷さんに不動産の相続の遺言で大変お世話になりました。日本に来ていただき大変助かりました。

トラスト作成は、私たち夫婦にとって長年の懸案事項でした。本郷弁護士に日英両語で迅速に対応していただいたお陰で、安心して次のステージを考えていけそうです。心から感謝しています。

川崎 S.T.

ホノルル A.P.ご夫婦

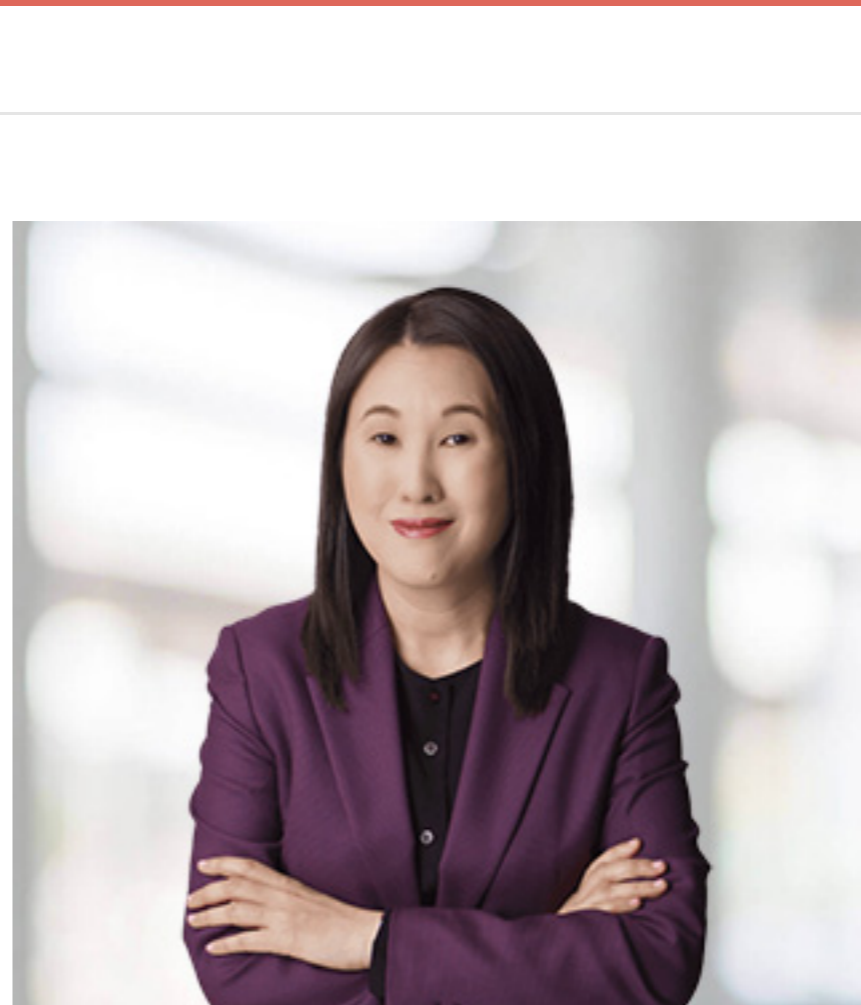
電話またはメールにてご連絡ください。

遺産相続やキャプティブ保険等について何かご質問がありましたら、お気軽にお電話ください。本郷

電話番号 (808) 237-9944、または
yuka.hongo12@gmail.com にご連絡下さい。

弁護士、本郷友香（ほんごうゆか）の紹介

本郷友香は、ハワイ州ホノルル市にて、自身の法律事務所を運営している、遺産相続分野で信頼の高い弁護士です。弁護士業は10年におよび、日英両語共に堪能です。



専門分野：プロベートやTransfer on Death Deed等を含む、遺産相続に関するサービスを提供しています。また、ハワイ州でのキャプティブ保険会社の設立や、設立後の維持管理等を含むサービスも提供しています。

学歴：2000年に、オーバリン・カレッジ（オハイオ州オーバリン市）にて、経済学と東アジア研究学の学士号を取得し、卒業しました。2004年に、ロヨラ法科大学院（カリフォルニア州ロサンゼルス）にて、法学博士の学位を取得し、卒業しました。

弁護士会員：本郷は、ハワイ州、カリフォルニア州、ワシントンD.C.およびニューヨークの弁護士資格を有しています。また、ハワイ州弁護士のInternational Law Sectionの会員です。

その他の資格：本郷は、米国における外国人のために米国個人納税者番号を取得できるエージェンツ資格を有しています。更に、生命保険エージェンツと公証人の資格も有しています。また、日英両語の複雑な翻訳経験もあります。

多文化への理解：本郷は、日米両国での生活・就業経験があり、その両方の文化について深く理解しています。更に、外国人と共に働くことや国際的な案件を手がけることに精通しています。

会計の経験：本郷は、過去数年間、米国の大手会計事務所の東京事務所にて勤務経験があり、国境を越えた取引から生じる税的、または法的な問題に広範に関わった経験があります。

セミナー等：本郷は、ハワイでのTransfer on Deedや信託（Trust）等に関して、日本でセミナー講演をした経験があります。

住まい&趣味：本郷は独身で、ハワイ州ホノルル市に在住しており、新しいレストラン等を開拓するのを楽しんでいます。

お友達のご紹介

こちらのニュースレターの受信を希望されるお友達がいらっしゃいましたら、その方のお名前とメールアドレスをお知らせ下さい。私共の配布リストに加えさせていただきます。宜しく願います。Facebook、LinkedIn、Twitter、YouTubeでも本郷と繋がることができます。



遺産相続・キャプティブ保険弁護士、本郷友香

本郷法律事務所

2155 Kalakaua Avenue, #410 · Honolulu, Hawaii 96815

ハワイ州での電話番号：(808) 237-9944 · カリフォルニア州での電話番号：(310) 924-2315

yuka.hongo12@gmail.com · www.hongolaw.com

弁護士本郷友香は、カリフォルニア州、ハワイ州、ワシントンD.C.とニューヨーク州の弁護士資格を有しています。

こちらのニュースレターの「購読」または「購読解除」をご希望の方は、ご希望内容と共に yuka.hongo12@gmail.com にて、メールでご連絡ください。